

## これからの働き方について(高齢女性を中心に) 調査「女一生の働き方」

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事 玉木康平

## 1. 労働力調査に見る就業状態の動向

## (1) 最新調査における全国の実業者数

表 1 2022 年の年齢階級別実業者数

(万人)

	男女計			男			女		
	総数	15 ～ 64 歳	65 歳 以上	総数	15 ～ 64 歳	65 歳 以上	総数	15～ 64 歳	65 歳 以上
実数	6723	5810	912	3699	3161	538	3024	2649	375
対前年 増減	10	6	3	-12	-13	2	22	20	2

熱心に寄せられた「女一生の働き方」と題するアンケート調査の回答に因んで、総務省統計局の最新の労働力調査結果(注1; 2022年〔令和4年〕平均結果の概要、2023年1月31日公表)に目を向けてみた。それによれば、2022年平均の実業者数は6723万人と前年に比べ10万人増加している。そのうち、男性実業者数は3699万人と12万人減少し、女性実業者数は3024万人と22万人増加している。

15～64歳の実業者数は5810万人と前年に比べ6万人増加していて、うち男性は3161万人と13万人の減少、女性は2649万人と20万人増加している。一方、65歳以上の実業者数は912万人と3万人増加しており、そのうち、65歳以上の男性は538万人と2万人増加し、65歳以上の女性は376万人とやはり2万人増加している。

## (2) 正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数

実業者は、実際に仕事をしている人たちのことで、その内訳は企業等に雇われている雇用者、自分でビジネスをしている自営業主、そして自営業主の下で仕事を手伝っている家族従業者に分かれる。また、役職者を除く雇用者(職員・従業員)は正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員とに分けられる。

労働力調査によると、2022年平均の正規の職員・従業員数は3597万人と、前年に比べ1万人増加している（8年連続の増加）。非正規の職員・従業員数は2101万人と26万人増加している（3年振りの増加）。

正規の職員・従業員を男女別に見ると、男性は2348万人と、前年に比べ14万人の減少、女性は1250万人と16万人の増加となった。年齢階級別に見ると、15～64歳は3473万人と1万人の増加、うち男性は2264万人で16万人減少する一方、女性は1208万人と16万人の増加となった。他方、65歳以上では、男性が83万人と1万人の増加、女性が41万人と1万人となった。

表2 2022年の雇用形態、年齢階級別役員を除く雇用者

(万人)、

		役員を除く雇用者			正規の職員・従業員		非正規の職員・従業員	
		正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	15～64歳	65歳以上	15～64歳	65歳以上	
実数	男女計	5699	3597	2101	3473	125	1697	405
	男	3017	2348	669	2264	83	463	206
	女	2682	1250	1432	1208	41	1233	199
対前年増減	男女計	27	1	26	1	1	14	12
	男	1	-14	16	-16	1	9	6
	女	26	16	10	16	-1	1	6

非正規の職員・従業員を男女別の見ると、男性は669万人と前年に比べ16万人の増加、女性は1432万人と10万人の増加となった。年齢階級別に見ると、15～64歳は1697万人と14万人増加し、そのうち男性は463万人と9万人の増加で、女性は1233万人と4万人の増加である。65歳以上は405万人と12万人増加し、うち男性は206万人と6万人増加し、女性は199万人と6万人増加した。

なお、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.9%で、うち男性の比率は11.7%、女性のそれは25.1%となっている。こうした状況を鑑みると、論文「～人生100年時代を生きる高齢女性の‘これまで’と‘これから’～」で述べている通り、女性の就業率は中期的には頗るその上昇が著しかったけれども、未だに女性の能力を十分発揮できる待遇面等の改善には立ち遅れていることが十分に窺える。

## 2. 高齢女性の就労拡大のための条件整備

NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」の「女一生の働き方」のアンケート調査に関する勉強会等において学んだ諸課題等を中心に、今後の女性（特に高齢女性）の働き方とそのための条件整備等について考察してみた。

## (1) 政治の失敗をどのように立て直すか

そもそも社会保障制度には、発足以来、所得再分配を通じて貧困や不平等を緩和する機能が見込まれている。ところが、日本では、それが機能不全に陥るどころか、逆に機能さえしている。その作用もあって、日本ではワーキングプアが多いだけでなく、共稼ぎですら貧困から脱出し難い特徴がある。貧困率は、所得再分配の後の「可処分所得」で測るが、受け払い前の所得（「当初所得〔市場所得〕」）についても測ることが多い。これは所得再分配のビフォー・アフターの変化、つまり効果を見るためである。

相対的貧困とは、等価（1人当たり）可処分所得（注2；世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（注3；中央値の半分）未満の低所得のことである。その低所得者数の人口比が相対的貧困率、即ち貧困の密度である。

ところで、相対的貧困率をとると、日本の特徴として、いくつかの人口区分でアフター（所得再分配後）のほうが貧困率は高い。即ち貧困削減率がマイナスなのである。つまり日本では政府の所得再分配が貧困を却って深める。このような例は諸外国に見られない。更に言えば、日本の貧困者の4分の1を高齢女性が占めている問題もある。

政府は、社会保障給付を縮減し、純負担を低所得層ほど重くした。つまり、従来の政策は生活保障を「ジェンダー化され自助」（注4；「男性稼ぎ主」型の生活保障システムであり、その前提は、所得面で男性正社員中心の雇用慣行、サービス面では主婦の無償のケア労働に置いた点にある）に頼み、貧困を殆ど無視したのである。

このような貧困・格差を削減する政策提言としては、大沢真理東大名誉教授は次の諸点を挙げている。①年金額に最低保障の付与。②現役層および子どもの貧困に関して、ディセント・ワーク（注5；働き甲斐のある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事）と同一価値労働同一賃金を内容とするSDG8・5の遵守。③金融所得・相続への課税強化。④住宅給付の導入、児童手当・児童扶養手当の統合等。

【【出所】大沢真理「良き高齢者政策は赤ちゃんから始まり、女性の働き方カギを握る」WABAS会報 No.289〔2022年9月〕pp2-5、大沢真理「ジェンダー視点で斬る『新しい資本主義』：周回遅れから逆走へ」2022年9月24日第37回女性労働セミナー、大沢真理著『蟻地獄のような税・社会保障を、どう建て直すか』金子勝他著「日本のオルタナティブ：壊れた社会を再生させる18の提言」岩波書店〔2020年3月〕etc.)

## (2) 自助ファースト社会を終わらせる

今世紀に入ってから日本の日本は、足下から揺さぶられる危機に見舞われている。そして、個々の事態が沈静化に向かうと、いつも弱い立場の人が最も甚大な被害を受け、立ち上がれない儘に置き去りにされている現実が浮き彫りになった。その繰り返しの中で、自分の身は自分で守るしかない、という感覚が社会の中に広がってきた。

これまで、自助は共助・公助との組み合わせで可能になるということを一貫して強

調してきたが、ところが昨今、そうした蓄積がきちんと顧みられず、あるいは蓄積の継承発展が重視されるのではなくて、自助だけが強調される気配である。これには、新自由主義の政治思想の台頭が影響したこともあるが、そのような自助頼みの社会が、日本の地域と経済を脆弱にしている。少子高齢化が進む中で、社会の担い手をサバイバルゲームでどんどん切り捨てる社会が、どうして活力を高めることができようか。

多重不安の時代の今だからこそ、まさに自助・共助・公助の連携が再度きちんと見直されなくてはいけない。そして、自助社会を転換していくために重視された社会的包摂（注 6；困窮や格差の広がりに対して、誰も排除することなく社会の一員として迎え入れることができるよう、施策をすすめる考え方）というサービスについては、「福祉から就労へ」といったスローガンで、職業訓練や保育サービスに限定される傾向があった。これに対し、新たな包摂ビジョンの下でのサービスの課題は、人々が抱えるより多様な困難に対処し、就労以外にも居場所へ繋げるものである。医療、就労支援、障がい者福祉、住宅等のサービスが、各当事者の事情に適合して、パッケージとして提供されることが求められます。

（【出所】宮本太郎編「自助社会を終わらせる」岩波書店〔2022年6月〕、宮本太郎・堀田力『地域共生社会と自助・共助』「さあ、やろう」vol.20 2022年11月 pp30-40）

### (3) 社会参加のありようを変えよう

これまで日本の社会制度は、教育から労働市場へ、労働市場から退職へという一方通行型社会が機能していた。しかも、この一方通行の道筋は、男性は稼ぎ主として労働市場を直進し続けるのに対し、多くの女性は家庭に入るため、途中で進行方向を変えざるを得なかった。

これからは、多様な生き方を包摂する社会への転換が必要である。働き始めても学び直せる、子供が生まれても仕事を続けられるなど、個人のライフスタイルに合わせて生きていける社会が社会的包摂であり、人が多様に生きていく権利を保障するということではないか。

（【出所】宮本太郎「生活保障—排除しない社会—」岩波書店〔2009年11月〕）